

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年11月29日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300311 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300059 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 8 月 10 日の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 23 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 8 月 10 日

請求期間における厚生年金保険の標準賞与額の記録がないが、当該期間に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていた。賞与明細書を提出するので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、標準賞与額 26 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額を賞与明細書により確認できる賞与支給額から 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 8 月 10 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、

これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300312号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300060号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成25年8月12日は12万円、同年12月16日は22万5,000円、平成26年12月16日は20万円に訂正することが必要である。

平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年8月12日  
② 平成25年12月16日  
③ 平成26年12月16日

請求期間においてA社に勤務し賞与を支給されたが、年金記録を確認したところ、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれた金融機関口座の預金通帳を提出するので、請求期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された請求期間の賞与振込に係る金融機関口座の預金通帳(以下「預金通帳」という。)及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)から判断すると、請求者は、請求期間①は標準賞与額12万円、請求期間②は標準賞与額22万5,000円、請求期間③は標準賞与額20万円に見合う賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、預金通帳及び賞与明細書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万円、請求期間

②は22万5,000円、請求期間③は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。